

# 東京第一会計ニュース

2009(平成 21) 年 10 月 1 日発行

No.85

## CONTENTS

第 31 回末広会総会ご案内

顧問先紹介【有限会社イーエックスプランニング】

年末調整～扶養になる？ならない？～

ワンポイント経済学

雑学入門



いしづえ



# 年末調整

扶養になる？ならない？

年末調整の時期が近づいてきました。

ところで、みなさんは扶養控除を最大限活用できていますか？

ここでは、扶養親族となる要件や、様々な控除の種類をご紹介します。

まずは、扶養控除の対象となる「扶養親族の要件」からご説明しましょう。

- (1) 配偶者以外の親族又は都道府県知事から養育を委託された18歳未満の児童や市町村長から養護を委託された65歳以上の方であること
- (2) 納税者と生計を一にすること(※)
- (3) 年間の合計所得金額が38万円以下であること(※)
- (4) 青色申告者の事業専従者として給与の支払いを受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと

ここでいう「親族」とは、「六親等内の血族及び三親等内の姻族」をさします。

(※)「(2) 納税者と生計を一にすること」とは・・・



一つ屋根の下に暮らしている場合だけではなく、別居していても、生活費を仕送りしている状態もあてはまります。例えば、田舎の両親、一人暮らしの学生の子なども、他の要件を満たせば、対象となります。

主に以下のような場合です。

- ・収入が給与のみで、年間の給与収入が103万円以下である場合
- ・収入が公的年金のみで、年間の年金収入が108万円以下である65歳未満の方
- ・収入が公的年金のみで、年間の年金収入が158万円以下である65歳以上の方

例えば、年金以外に収入がない両親などの場合、年金を年間100万円以上もらっていても扶養親族に該当する可能性があるのです。



(※)「(3) 年間の合計所得金額が38万円以下であること」とは・・・

次に、様々な控除の種類をご紹介します。

## 配偶者控除と配偶者特別控除

配偶者控除とは、給与収入のみで、年収103万円以下の場合に受けられる所得控除の事です。

この「103万円」という数字をご存知の方もいらっしゃると思います。

ですが、「103万円を超えてしまうと全く控除が受けられなくなる」と思われていませんか。

実際には、給与収入が103万円を超えても141万円未満であれば、配偶者特別控除が受けられます。配偶者特別控除は、給与収入の金額によって30~38万円の控除が受けられます。なお、配偶者控除と配偶者特別控除はどちらか一方しか適用できません。

扶養親族のうち、16歳以上23歳未満の人については特定扶養親族といって通常の扶養親族の控除よりも多く受けられます。ちょうど高校生・大学生にあたる年代ですが、アルバイトなどで年間の給与収入が103万円を超えてしまうと、扶養親族からはずれてしまうだけでなく、特定扶養親族の控除までなくなってしまうのです。

**💡 それでは、生年月日などの情報はどうすればいいのでしょうか？**

「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に必ず記入してください。

では、なぜ「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記入する必要があるのでしょうか？

それは、これらの控除が、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の情報をもとに、年末調整で計算されるからです。記入の仕方がわからないからといって、名前と住所だけ書いて提出してしまうと、控除が受けられないでの、注意してください。

## 寡婦控除と寡夫控除

配偶者と離婚・死別した方は、寡婦（夫）婚姻していない人であり、扶養親族がいれば、婚姻に該当する可能性があります。

寡婦控除とは、夫と死別または離婚した後、婚姻していない人であり、扶養親族がいれば、

所得控除が受けられます。

また、夫と死別している場合は、扶養親族がいなくても、年間の所得が500万円以下であれば所得控除が受けられます。

寡夫控除とは、妻と死別または離婚した後、婚姻していない人であり、扶養親族があり、かつ、年間の所得が500万円以下であれば、所得控除が受けられるというものです。

その他に「障害者控除」「特別障害者控除」「老人扶養親族」「同居老親等」などがあります。（これらの控除を人によつてなされる控除の為「人的控除」といいます）

「老人扶養親族」「同居老親等」については、年齢が70歳以上の者ということが要件になつていますので、「特定扶養親族」に該当する人がいるときと同様に生年月日をよく確認しておく事が必要になります。



では、ある家族を例に、具体的にみてみましょう。

## 答え

### ◆ 母(扶養親族)

65歳以上で公的年金の収入のみなので、15万円まで扶養となります。

年齢70歳以上の人には、老人扶養親族に該当します。また、納税者と同居していますので、同居老親等に該当しますので祖母の控除額は、58万円です。

### ◆ 妻(配偶者)

年収が103万円以下なので、控除対象配偶者です。妻の控除額は、38万円です。

### ◆ 子供A(扶養親族)

年収が103万円以下なので、扶養親族です。年齢が18歳なので、特定扶養親族に該当します。子供Bの控除額は、63万円です。

### ◆ 子供C(扶養親族)

扶養親族です。子供Cの控除額は、38万円です。



## 子供Aは…

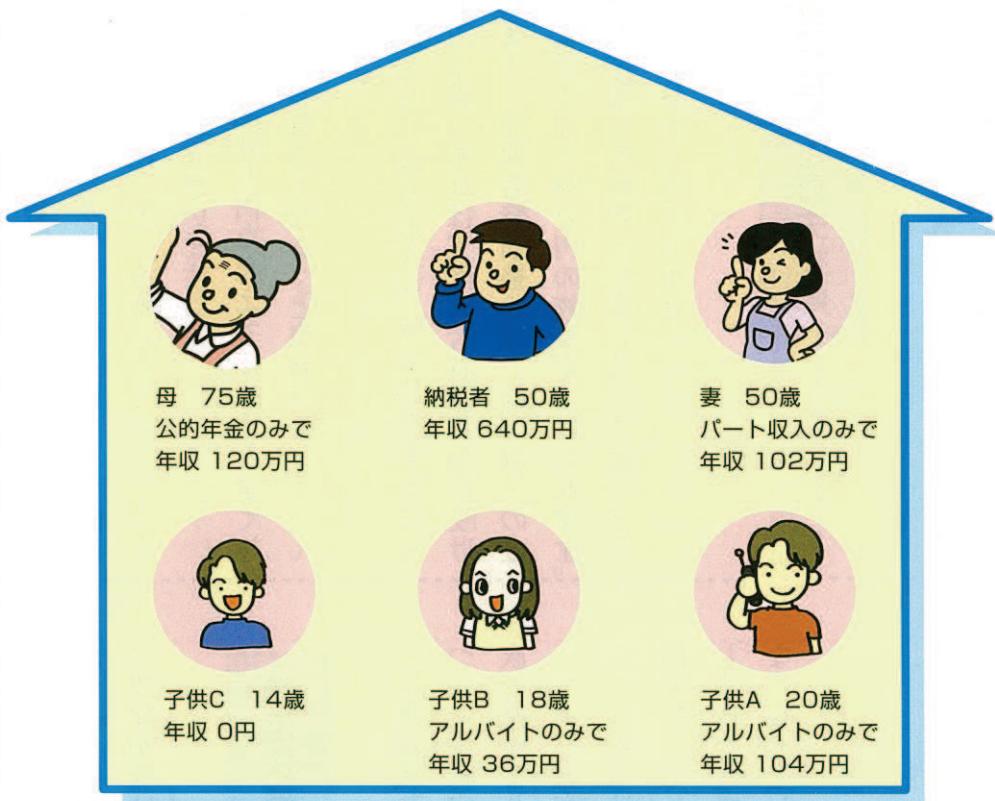
年間の給与収入が104万円の場合、所得金額が39万円となります。

扶養親族の要件である「(3) 年間の合計所得金額が38万円以下であること」からはずれてしまうので扶養控除の対象外となります。

ちなみに、扶養親族の要件を満たしていれば、特定扶養親族に該当するので63万円の控除を受けられるはずでした。

## 問題

この中で、納税者の扶養に入るるのは  
誰でしょうか？



夫の年収 6,400,000円に対しての給与所得控除額は 1,820,000円  
 給与所得  $6,400,000\text{円} - 1,820,000\text{円} = \text{4,580,000円} \cdots \alpha$

扶養控除 【祖母】580,000円 【子供B】630,000円 【子供C】380,000円  
 配偶者控除 【妻】380,000円 基礎控除 【本人】380,000円  
 人的控除計  $2,350,000\text{円} \cdots \beta$

課税所得  $\alpha - \beta = 2,230,000\text{円}$

この場合、税率は10%、控除額97,500円で計算します  
 $2,230,000\text{円} \times 10\% - 97,500\text{円} = 125,500\text{円}$ が年間所得税額となります

では、納税者の所得税はいくらになるでしょうか？



ifもしも

… 子供Aが扶養だったら



人的控除がプラス630,000円 → 人的控除計 2,980,000円…β

課税所得  $\alpha - \beta' = 1,600,000\text{円}$  この場合、税率は5%です  
 $1,600,000\text{円} \times 5\% = 80,000\text{円}$ が年間所得税額となるはずでした

このケースだと一人の扶養で、税額が45,500円変わってしまうんですね

### 妻の住民税はいくら…?

妻の年収 1,020,000円  
 給与所得控除額 650,000円  
 給与所得  $1,020,000\text{円} - 650,000\text{円} = 370,000\text{円} \cdots a$

基礎控除 330,000円…b

課税所得  $a - b = 40,000\text{円}$

所得割額  $40,000\text{円} \times \text{税率}10\% = 4,000\text{円}$

調整控除 2,000円

→(所得税との人的控除額の差を調整する為の控除)

$4,000\text{円} - 2,000\text{円} = 2,000\text{円} \cdots ①$

均等割額 4,000円…②

①+②=6,000円が納税額となります

ちょっと注目!

「年収103万円以内だったら扶養に入るし、税金もからない」と思っている方にはちょっととした落とし穴がある

住民税の計算上でも年収103万円以内であれば扶養に入れるますが、100万円を超える者に対しては住民税が発生してしまいます。その理由は所得税と住民税で各控除の額に差があるためです。基礎控除は所得税では38万円なのに対して住民税では33万円です。では、「妻」を例にとって考えてみましょう。妻は、夫の扶養に入りますが、妻本人に住民税が発生します。



パート収入	住民税	所得税	配偶者控除
100万円以下	かからない	かからない	受けられる
100万円超103万円以下	かかる	かからない	
103万円超	かかる	かかる	受けられない

\*均等割額は、地方自治体により異なりますので、実際の税額とは異なる場合があります

# ワンポイント経済学

経済学には、「マクロ経済学」と「ミクロ経済学」があります。

マクロ経済学は、国家や国民、市場といった大きな視点から経済のメカニズムを研究する学問で、「GDP・国民所得・物価・貯蓄・消費・投資・国際収支・景気指数などの集計概念（集計データ）」を元にして研究が進められます。

ミクロ経済学は、個人や企業などの個別的な経済活動から市場のメカニズムと景況を分析する学問で、財の価格（物価）の変化のメカニズムとその影響を受ける市場の生産者・企業・消費者・個人の経済行為を分析する学問分野です。

全体的な視点から経済を眺める「マクロ経済学」に対して、「ミクロ経済学」は個々の企業や個人の経済行為を中心にして経済事象を分析していきます。

木にばかり心を奪われていると、その集合体である森を理解する事ができません。

しかし、森を眺めているだけでは植物の微妙なつくりの違いは見えないし、森の本来の活動を理解することもできないですね。

マクロとミクロをわかりやすく説明するのに、このことわざに当てはめてみると、個々の「木」を研究することがミクロ経済学で、「森」全体を研究することがマクロ経済学ということです。

「木を見て森を見ず」ということわざをご存知ですか？



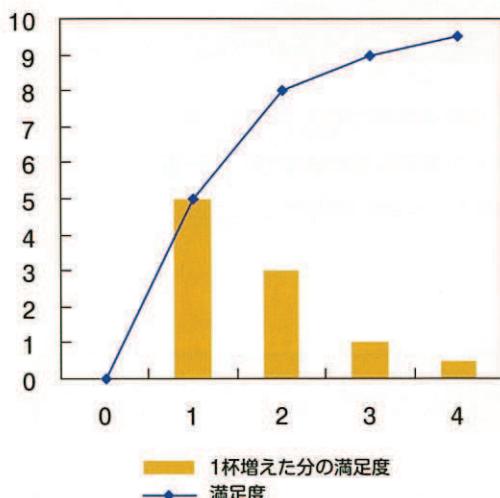
## 「限界効用遞減の法則」 げんかいこうようていげん

经济学の世界でも相互の研究が不可欠なわけです。今回は、ミクロ経済学の理論をひとつご紹介します。理論といつても、難しく考えるこではありません。私たちの生活に当てはめて考えてみると、意外とおもしろいです。

ここでいう「効用」とは、消費者があるひとつの商品によって得る満足度のことです。そして、「限界効用」というのは、商品がさらに1個増えたときに得られる満足度です。それが「遞減」つまり、だんだん減っていくという法則です。

たとえば、スポーツでひと汗かいたあとや仕事が終わって飲む1杯目のビールは格別です。ところが、2杯目となると1杯目の美味しさほどではなくなるという体験はありませんか？

3杯、4杯と重ねることに美味しさが減少していくます。つまり、ビールに対する満足度がだんだん減っていくわけです。



グラフを見てみると量が増えていくほど一杯増えた分の満足度が、あまり得られなくなっていく様子がみられます。

つまり、だんだん飽きてしまう現象が「限界効用遞減の法則」なのです。

この考え方は、経済学理論というだけでなく、「人の心理法則」といってもよいでしょう。

### 人が作業することにも 遞減が働いている

例えば、何か作業をするときに、始めの1時間で8割がこなせたとしても、次の1時間では残りのうち1割、つまり全体としては9割しかこなせない、ということがあるかと思います。

作業に関しても递減が働いているのです。

仕事の種類にもよりますが、100%の完成度を目指していくよりも、80%の完成度を目指しながら、1時間経ったら、別の仕事に切り替えて行う方が、全体としての進捗率は上がっているのです。

このように考えると、ある程度時間を決めて80%程度の完成を狙い、次の仕事を行っていくというスタイルは、時間当たりの作業効率を高める事が出来ます。(あくまで、そのような作業スタイルが認められる仕事に限りますが。)

率を高める事が出来ます。(あくまで、そのような作業スタイルが認められる仕事に限りませんが。)

仕事の手抜きということではなくて、「次はこの仕事、その次はあの仕事」と、長期的な視点を持つた仕事の進め方が必要でもあるのです。

一つの作業に没頭しすぎると、本来の流れを見失ったり、解決への糸口が見えづらくなったりすることがあるものです。

わたしたちの日常生活で起こる様々な事象に、この「限界効用遞減の法則」の考え方をあてはめて考えてみると、新しい発見があるかもしれませんね。



# 雑学入門

# 地震に備えて

近年、地震は日本中を駆け巡るかのように頻繁に起こっています。最近でも東海地方で大きな地震がありました。以前から起きるといわれてもなかなか起きない関東大震災等の大地震ではあります、万一起きてしまった場合に対策をしておけばと後悔されるより、少しでも今のうちに準備し地震に備えましょう。

そこで、ここでは大きな地震が起こる前にできる対策をご紹介します。

## 1 地震グッズ

地震グッズとして有名なものが懐中電灯やラジオがあげられると思います。その他にも最近では、簡易トイレや浄水器等もあります。

また、基本的に大地震時には食糧がなかなか、被災者の方に渡らないのが現状のことだと思います。このため理想としては1ヶ月分、少なくとも3日分は確保しておきたいところです。非常食といってまず最初に思い浮かぶのがカンパンという方が多いと思いますが、最近ではハンバーグや肉じゃが(長期保存食)等もあり、災害時でも多様な種類の食べ物を選ぶことができます。

また、阪神・淡路大震災の経験から寝室に閉じ込められてしまった時に笛を用意しておくと助けを呼ぶ時に少しでも体力の消耗を抑えることができます。また、靴の準備も非常に重要です。万一、避難経路に割れたガラス等危険物があった場合には、避難が困難となってしまう可能性があります。

## 2 避難ルート確保

地震が起きた時に、家が倒壊してしまった時の避難場所をご家族で話し合われることは非常に重要なことがあります。会社で大きな地震が起こってしまった場合には、帰宅困難者となってしまうかもしれません。自宅まで20km以上あると家までたどり着ける可能性が低くなるため帰宅困難者となってしまう可能性があります。このため会社やよく行かれる場所がある場合には、その途中の避難場所も調べておく必要があると思います。

## 3 保険

保険の注意として火災保険がかけてあったとしても、地震による火災が起きました時には、火災保険が適用されず全額自己負担での修理となります。このため地震保険に加入される必要があります。

今年の夏は、記録的な日照不足で猛暑日も平年を下回るところが多くなったそうです。木犀の香りがしたり、鈴虫の鳴き声が聴こえたりと、秋の気配を感じられてきましたね。みなさまは、どんな秋を見つけましたか。

今回から、「基礎」はカラーにリニューアルしました。これからも、よりよい紙面づくりに努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

(編集部)

今回、表紙の「基礎」の題字を立川事務所の顧問先である有限会社藤本鉄工所の藤本梨絵さんに書いていただきました。また、第30回末広会総会でも式次第を書いていただいております。藤本梨絵さんは、2006年に第30回毎日全国学生書写道展で内閣総理大臣賞を受賞され、2008年にも第32回毎日全国学生書写道展で毎日大賞を受賞されています。ご協力ありがとうございました。

**編  
佳  
後  
記**